

留 学 規 程

関西外国語大学・関西外国語大学短期大学部 留学規程

第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 この規程(以下「本規程」という)は、関西外国語大学学則(以下「大学学則」という)第 45 条第 5 項および関西外国語大学短期大学部学則(以下「短大学則」という)第 41 条第 5 項の規定にもとづき、留学の種類、目的、手続等に関し必要な事項を定める。

第 1 節 留学の目的と種類

(留学の目的)

第 2 条 本学での学修を基盤として、海外の大学における学びの経験を付加した発展的な学修を行うことにより、高度な言語運用能力とともに、多様な学問分野の知識を修得させる。加えて、多文化環境下における学修と体験を通じ、国際理解力を高め、幅広い視野を養い、豊かな人格を形成する。これにより多文化共生社会において共有価値が創造できる能力を身につけ、知識基盤社会の発展に貢献する人材を育成することを目的とする。

(留学の定義)

第 3 条 本規程における、「留学」とは、本学の許可の下、海外に渡航し、海外の協定締結大学または教育機関(以下「留学先大学」という)にて学修することをいう(ただし、本学が特に許可する場合には、海外に渡航せずにインターネット等の手段を通じて留学先大学にて学修する場合も含む)。留学先大学における学修成果については、本学で修得した科目として単位を認定することができる。

2 前項に定める留学には、次の各号に該当する留学も含める。

- (1) 本学が教育課程上有益であると認める協定未締結大学への留学。
- (2) 外国政府、外国の公共機関等の選抜等による留学。
- (3) 日本政府、日本の公共機関等の選抜等による留学。
- (4) そのほか上記に準ずる留学。

3 本条第 1 項に規定する「留学」は、留学への申込・留学資格審査の開始より始まり、留学先大学での学修、帰国後の本学が定める諸手続、留学の学修成果の出身高校等での報告、ならびに TOEFL 等の英語能力試験の受験を以て完了する。

(留学の種類)

第 4 条 本学の留学の種類(以下「留学プログラム」と称する場合がある)は、次の各号のとおりとする。

ア 本学プログラム(本学が指定した大学に留学するプログラム)

- (1) 学位留学
- (2) 2 カ国留学
- (3) 交換留学
- (4) ブリッジ留学
- (5) 海外インターンシップ留学
- (6) 語学 Plus 留学
- (7) 語学留学
- (8) 海外研修

イ 本学認定プログラム

(1) 認定留学

(学位留学)

第 5 条 学位留学は、原則として2カ年または3カ年間留学し、本学の学位に加え、留学先大学の学位を取得する制度である。

2 留学期間が3カ年間の学位留学の種類は次のとおりとする。

(1) 大学・大学院学位留学

3 留学期間が2カ年間の学位留学の種類は次の各号のとおりとする。

(1) 学位留学

(2) 中国学位留学

4 留学期間が1カ年間の学位留学の種類は次のとおりとする。

(1) 短期大学部学位留学

(2カ国留学)

第 6 条 2カ国留学は、言語、文化、社会背景の異なる2つの国において、本学の教育内容を基盤とする学問分野について、発展的な学修を通じ、知識のさらなる深化をめざす制度である。

(交換留学)

第 7 条 交換留学は、原則として1カ年間留学先大学の学士課程(留学先大学の教育課程上のインターンシップを含む)において学際的に学修し、幅広い教養と豊かな専門知識を身につける制度である。なお、1学期間の留学を本学が特別に認める場合がある。

2 交換留学の種類は次の各号のとおりとする。

(1) 交換留学

(2) スペイン語圏交換留学

(3) 専門留学

(4) グローバルチャレンジ留学

(ブリッジ留学)

第 8 条 ブリッジ留学は、原則として1カ年間留学し、1学期目は英語における読む・書く・聞く・話すの四技能を集中的に向上させ、2学期目は学士課程において学修する制度である。

2 ブリッジ留学の種類は次の各号のとおりとする。

(1) ブリッジ留学

(2) スペイン語圏ブリッジ留学

(海外インターンシップ留学)

第 9 条 海外インターンシップ留学は、原則として1学期間から1カ年間留学し、インターンシップ等に参加する制度である。

2 留学期間が1カ年間の海外インターンシップ留学の種類は次のとおりとする。

(1) UCR インターンシップ留学

3 留学期間が1学期間の海外インターンシップ留学の種類は次のとおりとする。

(1) 中国インターンシップ(日本語 TA)

(語学 Plus 留学)

第 10 条 語学 Plus 留学は、原則として1カ月間から1学期間留学し、留学先国において語学力を向上させつつ、グローバル社会が抱える問題について理解を深め、課題解決能力を向上させる制度である。

2 留学期間が1学期間の語学 Plus 留学の種類は次の各号のとおりとする。

- (1) 語学+ SDGs 留学
- (2) グローバル・セメスター留学

3 留学期間が1カ月間の語学 Plus 留学の種類は次のとおりとする。

- (1) グローバル・サマー留学

(語学留学)

第 11 条 語学留学は、原則として1カ月間から1カ年間留学し、留学先国の語学集中講座において、留学先国の言語における読む・書く・聞く・話すの四技能を集中的に向上させる制度である。

2 留学期間が1カ年間の語学留学の種類は次のとおりとする。

- (1) 中国語留学

3 留学期間が1学期間の語学留学の種類は次の各号のとおりとする。

- (1) 英語留学
- (2) スペイン語留学
- (3) 中国語留学／中国留学
- (4) フランス語留学
- (5) ドイツ語留学
- (6) 韓国語留学
- (7) イタリア語留学
- (8) ロシア語留学
- (9) ベトナム語留学

4 留学期間が1カ月間程度の語学留学の種類は次の各号のとおりとする。

- (1) 夏季英語留学
- (2) 夏季中国語留学
- (3) 春季英語留学
- (4) 春季スペイン語留学
- (5) 春季中国語留学

(海外研修)

第 12 条 海外研修は、原則として3週間から4週間留学し、留学先国において語学力を向上させつつ、研修テーマについて理解を深め、教育にかかる研修を行う制度である。

2 留学期間が4週間の海外研修の種類は次のとおりとする。

- (1) 海外研修(小学校教員コース)

3 留学期間が3週間の海外研修の種類は次のとおりとする。

- (1) 海外研修(日本語教員)

(認定留学)

第 13 条 認定留学は、学生が自ら選択した学位授与権を有する海外の大学またはこれに相当する教育機関において、自らの費用負担にて、原則1カ年間学修する制度である。学修内容は原則として本規程第11条第1項に定める語学留学に準ずる。認定留学を利用する場合、学生は自ら留学先プログラムを選定の上、本学に申請を行い、本学の許可を事前に取得しなければならないものとする。なお、本学を休学して本規程に定める認定留学を利用することは認められないものとする。

(規程の適用範囲)

第 14 条 本規程の各章の適用範囲は次の各号のとおりとする。

- (1) 外国語学部においては、第 1 章および第 2 章を適用する。
- (2) 英語国際学部においては、第 1 章および第 3 章を適用する。
- (3) 英語キャリア学部においては、第 1 章および第 4 章を適用する。
- (4) 国際共生学部においては、第 1 章および第 5 章を適用する。
- (5) 短期大学部においては、第 1 章および第 6 章を適用する。

第 2 節 留学資格審査、留学選考試験および諸手続

(留学資格審査および留学選考試験)

第 15 条 留学に際しては学部等別に定める留学資格審査または留学選考試験等を行う。

- 2 留学資格審査または留学選考試験等の内容および方法などについては、別に定める。
- 3 留学資格審査または留学選考試験等においては、原則として次の各号を審査する。
 - (1) 留学の目的および計画が明確であること。
 - (2) 学内成績、出席状況、人物すべてにおいて良好であること。
 - (3) 十分な外国語能力を有していること。
 - (4) 留学に耐えうる健康状態であること。
 - (5) そのほか本学が必要と判断する項目を充足していること。
- 4 留学資格審査または留学選考試験等の実施にあたっては、当該学部等の「試験規程」を準用する。
- 5 留学資格審査または留学選考試験等の結果については、所轄委員会で検討を行うものとする。

(留学選考の申込資格)

第 16 条 留学選考試験の申込資格は、前条第 3 項に定めるもののほか、留学の種類および学部等別に本規程において定める。

- 2 留学申込時に休学をしている場合は、原則として申込資格を有しないものとする。

(留学許可及びその取消)

第 17 条 留学の許可は、所轄委員会で検討結果を踏まえて、本学学則の規定に従って学長が行うものとする。

- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は留学を許可した場合であっても、これを取り消すことがある。
 - (1) 本学における進級要件・卒業要件が充足できない場合、または充足できないことが予見される場合。
 - (2) 本学における学業成績および出席状況が良好でない場合。
 - (3) 留学決定後に退学または休学した場合。
 - (4) 大学学則第 53 条第 2 項または短大学則第 49 条第 2 項に定める懲戒処分を受けた場合。
 - (5) 前号の懲戒処分を受けることが予見され学生部長の指導下におかれた場合。
 - (6) 理由の如何を問わず卒業年次の秋派遣で留学できない場合。
 - (7) そのほか本学が留学許可を取り消すことが適切と判断した場合。

(留学辞退)

第 18 条 留学の選考過程または留学決定後において留学を辞退する場合は、速やかに所定の辞退届を提出しなければならない。

(留学先大学決定)

第 19 条 留学先大学については留学資格審査または留学選考試験の結果、学修計画等を総合的に勘案し本学が決定する。

(留学の中止・停止、帰国命令)

第 20 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、本学は留学中の学生に対して、留学を中止又は停止することを決定することができる。本学はこの場合、学生に対して、帰国するよう命ずることができ、学生は、かかる帰国命令に従わなければならない。なお、帰国命令が出された後の対応で、本規程に定めが無いものについて、学生はすべて本学の指示に従うものとする。

- (1) 本学「海外危機管理マニュアル」海外安全対応基準の帰国要件に抵触した場合。
 - (2) 自然災害や流行病等により修学が困難と判断される場合。
 - (3) 留学先大学の閉鎖・ストライキ・プログラム変更等により、修学継続が困難と判断される場合。
 - (4) 健康上重篤な症状により、帰国治療が必要と医師の診断書等もしくは留学先大学で判断される場合。
 - (5) 留学中に本学を退学または休学した場合。
 - (6) 留学先における学業成績が所定の基準に達しなかった場合。
 - (7) 留学先において違法行為を行った場合。
 - (8) 留学中に留学先大学または本学において懲戒処分を受けた場合。
 - (9) 留学中に留学先大学または本学の学生としての本分に反した場合。
 - (10) そのほか本学が留学継続を不適切と判断した場合。
- 2 前項に定める本学の帰国命令により留学が中止になった場合、その理由の如何を問わず、日本に帰国するために必要となる渡航費その他諸費用については、学生の負担とする。
- 3 本学が本条の規定に基づいて、留学を停止する決定をした場合、本学が留学の再開その他関連する必要事項について決定するものとし、学生は本学の指示に従わなければならない。
- 4 本条に定める本学の決定に基づかずに、学生が自らの判断で留学を中止・停止・帰国(一時帰国を含む)する場合、これらはすべて学生の自己責任で行うものとし、これらによって生じる不利益に関して、本学は責任を負わないものとする。また、学生自らの判断により留学を中止・停止・帰国(一時帰国を含む)する場合に発生する費用についてはすべて学生の自己負担とする。

(留学終了手続)

第 21 条 留学先における学修が終了した場合、ただちに帰国しなければならない。ただし、留学終了後引き続き行方就職・進学などの活動が教育上およびキャリア形成上有益と判断される場合で、本学の許可を事前に得た場合は、この限りではない。また、例外的措置に関しては、別途定める。

- 2 留学を終え帰国した学生は、帰国後速やかに次の各号の書類を提出しなければならない。
- (1) 履修報告書
 - (2) 成績証明書
 - (3) 留学報告書
 - (4) そのほか本学が指定する書類

(留学事務の所管)

第 22 条 留学に関する事務は国際交流部で取り扱う。

第 3 節 留学に関する履修科目および単位認定の取扱

(留学中の履修科目)

第 23 条 留学中は本学の指導に従った履修をしなければならない。

2 留学中の履修科目については、原則として本学の教育内容を深化・発展させる科目、そのほか本学が特に有益であると判断した科目等とする。

3 留学先大学において履修登録後速やかに本学に報告するものとする。

(留学先大学における履修科目の単位認定)

第 24 条 留学先大学において修得した単位については、原則として履修報告書、留学先大学における成績評価等をもとに、大学学則第 40 条または短大学則第 37 条にもとづき、本学の授業科目に対して単位の認定を行う。

2 留学中に修得した単位の認定基準は次の各号のとおりとする。

(1) 留学先大学で履修した科目は、原則として本学開講科目の授業内容と一致または類似・近接するものについて単位の認定を行う。

(2) 前号に該当しないもので、当該学部等の所轄委員会が教育課程上有益であると認めた場合は単位の認定を行う。

(3) 留学先大学で履修した科目の授業時間数は大学学則第 33 条または短大学則第 31 条に準じたものでなければならない。

(4) 認定する 1 科目の単位数は大学学則別表第 1、第 2、第 3、第 4 または短大学則別表第 1、第 2 による。

(5) 留学先大学で履修した科目の成績が著しく低い場合、単位を認定しないことがある。

(6) 当該学部等の所轄委員会が必要と判断した科目については試験またはレポート等を課すことがある。

(7) 認定する科目は原則として本学で専攻する学科の学則上の卒業要件科目とする。

3 大学学則第 40 条または短大学則第 37 条の適用により卒業所要単位を充足した場合の卒業時期は、4 年次(卒業年次)4 年次以降に卒業所要単位を充足した場合には当該年度の 8 月期または 3 月期とする。

4 単位認定に関する諸手続は教務部で取り扱う。

(認定上限単位数)

第 25 条 外国語学部、英語国際学部、英語キャリア学部、国際共生学部において留学中に修得した単位の認定上限は、原則として次の各号のとおりとする。

(1) 留学期間が 1 学期の場合、認定上限単位数は 20 単位とする。

(2) 留学期間が 1 カ年の場合、認定上限単位数は 30 単位とする。

(3) 留学期間が 2 カ年の場合、認定上限単位数は 60 単位とする。

(4) 留学期間が 1 カ月程度の場合の認定上限単位数は別に定める。

2 短期大学部において留学中に修得した単位の認定上限は、原則として次の各号のとおりとする。

(1) 留学期間が 1 学期の場合、認定上限単位数は 20 単位とする。

(2) 留学期間が 1 カ年の場合、認定上限単位数は 30 単位とする。

(3) 留学期間が 1 カ月程度の場合の認定上限単位数は別に定める。

(編入学生にかかわる単位認定の取扱)

第 26 条 編入学生にかかわる単位認定については、次の各号のとおりとする。

- (1) 外国語学部 3 年次編入学生の単位認定については、本規程第 2 章に従う。
- (2) 英語国際学部 3 年次編入学生の単位認定については、本規程第 3 章に従う。
- (3) 国際共生学部 3 年次編入学生の単位認定については、本規定第 5 章に従う。

第 4 節 留学にかかわる奨学金の取扱

(奨学金の種類)

第 27 条 留学許可を受けた学生に対して次の各号の奨学金を支給することがある。

- (1) フルスカラシップとして留学先大学の授業料、及びその他本学が定める額の留学先での住居費並びに食費を支給する。ただし、日本において留学先大学の科目を履修する場合は、留学先大学の授業料のみを支給することとし、住居費、食費は支給しない。
- (2) スカラシップとして留学先大学の授業料を支給する。

(奨学金の停止等)

第 28 条 次の各号のいずれかに該当する場合本学は、奨学金の支給を停止することができる。この場合、学生は、本学が別途定める金額を負担するものとし、本学の指示に基づき、速やかに支払わなければならない。

- (1) 留学中に本学を退学または休学した場合。
 - (2) 所定の留学期間を全うしなかった場合。
 - (3) 留学先大学における学業成績が所定の基準に達しなかった場合。
 - (4) 留学先において違法行為を行った場合。
 - (5) 留学中に留学先大学または本学において懲戒処分を受けた場合。
 - (6) 留学中に留学先大学または本学の学生としての本分に反した場合。
 - (7) 留学期間終了後、事前に本学から許可を得たインターンシップ等を除き、直ちに帰国しなかった場合。
 - (8) そのほか本学の指示に従わなかった場合、および奨学金の支給を停止し、それに伴い学生が負担すべきと本学が判断した場合。
- 2 本規程第 20 条に定める本学からの帰国命令により留学が中止された場合、本学は、奨学金の支給を停止することができる。かかる場合、学生は、本学が別途定める金額を速やかに支払わなければならない。

第 5 節 雑 則

(留学派遣時期)

第 29 条 学生の留学派遣時期は、原則として 6 月から 8 月上旬に派遣する場合を「夏派遣」、8 月中旬から 10 月に派遣する場合を「秋派遣」、12 月下旬から 5 月に派遣する場合を「春派遣」と称する。

- 2 学生が卒業年次の場合、留学の派遣は、卒業年次の秋派遣を最後の派遣時期とし、それより後の時期の留学派遣は認めない。

(学期末試験の取扱)

第 30 条 留学先大学の学年暦と本学の授業期間や学期末試験等が重なる場合の取扱については、所轄委員会がその都度指示する。

(留学中の遵守事項)

- 第 31 条 留学先の法令を遵守し、社会秩序に反しないよう行動しなければならない。
- 2 留学先大学および本学における諸規則を遵守しなければならない。
 - 3 留学制度の目的や意義を十分に理解し、その趣旨に沿った学修および学生生活を行わなければならない。
 - 4 本学学生としての品位を保つ行動をし、本学の名誉を傷つける行為をしてはならない。
 - 5 そのほか本学が指導する事項を遵守しなければならない。

(留学中の免責事項)

- 第 32 条 本規程および本学の指導から逸脱する行為や本学の責めによるべき事由に基づかない事故等ならば次の各号のいずれかに該当する事由については、本人の責任において処理するものとし、本学は一切の責任を負わない。またこれらの事由が発生したことにより、付随的に発生した費用についても本学は一切の責任を負わない。
- (1) 天災地変、不慮の事故、交通事故、政府・公共団体の命令、交通機関の事情による遅延や欠航、ストライキ、テロ、戦争、暴動、海賊、盗難、詐欺、伝染病、流行病その他疾病への罹患(持病の悪化などを含む)、税関規制、食中毒。
 - (2) その他本学が管理し得ない事由による損害。

(留学ガイダンス)

- 第 33 条 留学に関する必要事項は事務局の当該担当部署より留学ガイダンス時に指示する。
- 2 留学ガイダンスの出席状況は留学資格審査または留学選考試験等における判断基準として利用される。

(その他)

- 第 34 条 留学に関する事項で本規程に定めのないものが問題となった場合は、本学の決定に従わなければならない。

第 2 章 外国語学部

第 1 節 総 則

(目的)

第 35 条 海外の大学における学びの経験を付加することにより、言語・文学はもとより、文化・歴史・社会等の分野における学際的かつ発展的な学修を通して、英語またはスペイン語の運用能力をより一層向上させるとともに、学修分野の専門知識を豊かにし、幅広い教養と異文化に対する理解力を身につけることを目的とする。

(留学の種類)

第 36 条 外国語部部の学生に申込資格のある留学の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 学位留学
 - (2) 2カ国留学
 - (3) 交換留学
 - (4) ブリッジ留学
 - (5) 海外インターンシップ留学
 - (6) 語学留学
 - (7) 海外研修
 - (8) 認定留学
- 2 前項第1号に定める学位留学の種類は、次の各号のとおりとする。
- (1) 大学・大学院学位留学
 - (2) 学位留学
- 3 本条第1項第3号に定める交換留学の種類については、次の各号のとおりとする。
- (1) 交換留学
 - (2) スペイン語圏交換留学
- 4 本条第1項第4号に定めるブリッジ留学の種類については、次の各号のとおりとする。
- (1) ブリッジ留学
 - (2) スペイン語圏ブリッジ留学
- 5 本条第1項第5号に定める海外インターンシップ留学の種類は、次のとおりとする。
- (1) UCR インターンシップ留学
- 6 本条第1項第6号に定める語学留学の種類は、次の各号のとおりとする。
- (1) 英語留学
 - (2) スペイン語留学
 - (3) 中国語留学
 - (4) フランス語留学
 - (5) ドイツ語留学
 - (6) 韓国語留学
 - (7) イタリア語留学
 - (8) ロシア語留学
 - (9) ベトナム語留学
 - (10) 夏季英語留学

(11) 夏季中国語留学

(12) 春季英語留学

(13) 春季スペイン語留学

(14) 春季中国語留学

7 本条第1項第7号に定める海外研修の種類は、次のとおりとする。

(1) 海外研修(日本語教員)

(留学選考試験)

第 37 条 前条に定める留学については選考試験を行う。選考内容については別に定める。

2 申込時期および選考期間については掲示にて公示する。

(留学資格審査)

第 38 条 外国語学部英米語学科・スペイン語学科履修規程第4章第1節に定める Super IES プログラム受講者の留学については、前条の規定にかかわらず留学資格審査を行う。

2 留学資格審査の時期および審査期間については掲示にて公示する。

(3年次編入学生の取扱)

第 39 条 本学短期大学部2年次生で本学部3年次編入学内定者および編入学生の留学に関する申込資格、申込時期、派遣時期、単位認定、帰国後の取り扱い等については別途掲示にて公示する。

第 2 節 学位留学

第 1 款 大学・大学院学位留学

(留学派遣時期)

第 40 条 派遣時期は3年次または4年次の秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 41 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

(1) 2年次生または3年次生である者。

(2) 学内成績および出席状況が良好である者。

(3) 交換留学の面接選考試験に合格している者。

(4) 所定の TOEFL ITP において平均点が 530 点以上であり、かつ高位得点が 550 点以上の者。(学外の英語能力試験を準用する場合は、別途公示する)

(5) 留学先大学より定めのある場合は、これを満たす者。

(留学選考試験の内容等)

第 42 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

2 選考基準を満たした者は留学準備に関する手続き対象者となり、当該対象者を留学候補生とする。

3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 43 条 本規程第24条にもとづき単位を認定する科目は、学則に定める専門教育科目および全学共通教育科目とする。

(認定単位の上限)

第 44 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は60単位とする。

2 編入学生については、本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は原則として30単位とする。

第 2 款 学位留学

(留学派遣時期)

第 45 条 派遣時期は3年次または4年次の秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 46 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 2年次生または3年次生である者。
- (2) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (3) 交換留学の面接選考試験に合格している者。
- (4) 所定の TOEFL ITP において平均点が530点以上であり、かつ高位得点が550点以上の者。(学外の英語能力試験を準用する場合は、別途公示する)
- (5) 留学先大学より定めのある場合は、これを満たす者。

(留学選考試験の内容等)

第 47 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

- 2 選考基準を満たした者は留学準備に関する手続き対象者となり、当該対象者を留学候補生とする。
- 3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 48 条 本規程第24条にもとづき単位を認定する科目は、学則に定める専門教育科目および全学共通教育科目とする。

(認定単位の上限)

第 49 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は60単位とする。

- 2 編入学生については、本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は原則として30単位とする。

第 3 節 2 力国留学

(留学派遣時期)

第 50 条 派遣時期は2年次から4年次の秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 51 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 1年次生から3年次生である者。
- (2) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (3) 交換留学の面接選考試験に合格している者。
- (4) 所定の TOEFL ITP において平均点が530点以上であり、かつ高位得点が550点以上の者。(学外の英語能力試験を準用する場合は、別途公示する)
- (5) 留学先大学より定めのある場合は、これを満たす者。

(留学選考試験の内容等)

第 52 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

- 2 選考基準を満たした者は留学準備に関する手続き対象者となり、当該対象者を留学候補生とする。
- 3 留学選考試験の内容については別に定める

(単位の認定科目)

第 53 条 本規程第 24 条にもとづき単位を認定する科目は、学則に定める専門教育科目および全学共通教育科目とする。

(認定単位の上限)

第 54 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 60 単位とする。

2 編入学生については、本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は原則として 30 単位とする。

第 4 節 交換留学

第 1 款 交換留学

(留学派遣時期)

第 55 条 派遣時期は次の各号のとおりとする。

- (1) 秋派遣については 2 年次から 4 年次を原則とする。
- (2) 春派遣については 3 年次または 4 年次を原則とする。

(申込資格)

第 56 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 秋派遣に申込み場合、1 年次生から 3 年次生である者。春派遣に申込み場合、2 年次生または 3 年次生である者。
- (2) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (3) 所定の TOEFL ITP において平均点 500 点以上の者。(学外の英語能力試験を準用する場合は、別途公示する)
- (4) 留学先大学より定めのある場合は、これを満たす者。

(留学選考試験の内容等)

第 57 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

- 2 選考基準を満たした者は留学準備に関する手続き対象者となり、当該対象者を留学候補生とする。
- 3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 58 条 本規程第 24 条にもとづき単位を認定する科目は、学則に定める専門教育科目および全学共通教育科目とする。

(認定単位の上限)

第 59 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は原則として 30 単位とする。

第 2 款 スペイン語圏交換留学

(留学派遣時期)

第 60 条 派遣時期は次の各号のとおりとする。

- (1) 秋派遣については 2 年次から 4 年次を原則とする。
- (2) 春派遣については 3 年次または 4 年次を原則とする。

(申込資格)

第 61 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) スペイン語学科生である者。
- (2) 秋派遣に申込み場合、1 年次生から 3 年次生である者。春派遣に申込み場合、2 年次生または 3 年次生である者。
- (3) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (4) 留学先大学より定めのある場合は、これを満たす者。

(留学選考試験の内容等)

第 62 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

- 2 選考基準を満たした者は留学準備に関する手続き対象者となり、当該対象者を留学候補生とする。
- 3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 63 条 本規程第 24 条にもとづき単位を認定する科目は、学則に定める専門教育科目および全学共通教育科目とする。

(認定単位の上限)

第 64 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は原則として 30 単位とする。

第 5 節 ブリッジ留学

第 1 款 ブリッジ留学

(留学派遣時期)

第 65 条 派遣時期は次の各号のとおりとする。

- (1) 秋派遣については 2 年次から 4 年次を原則とする。
- (2) 春派遣については 3 年次または 4 年次を原則とする。

(申込資格)

第 66 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 秋派遣に申込み場合、1 年次生から 3 年次生である者。春派遣に申込み場合、2 年次生または 3 年次生である者。
- (2) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (3) 所定の TOEFL ITP において平均点 490 点以上の者。(学外の英語能力試験を準用する場合は、別途公示する)
- (4) 留学先大学より定めのある場合は、これを満たす者。

(留学選考試験の内容等)

第 67 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

- 2 選考基準を満たした者は留学準備に関する手続き対象者となり、当該対象者を留学候補生とする。
- 3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 68 条 本規程第 24 条にもとづき単位を認定する科目は、学則に定める専門教育科目および全学共通教育科目とする。

(認定単位の上限)

第 69 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は原則として 30 単位とする。

第 2 款 スペイン語圏ブリッジ留学

(留学派遣時期)

第 70 条 派遣時期は次の各号のとおりとする。

- (1) 秋派遣については 2 年次から 4 年次を原則とする。
- (2) 春派遣については 3 年次または 4 年次を原則とする。

(申込資格)

第 71 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) スペイン語学科生である者。
- (2) 秋派遣に申込み場合、1 年次生から 3 年次生である者。春派遣に申込み場合、2 年次生または 3 年次生である者。
- (3) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (4) 留学先大学より定めのある場合は、これを満たす者。

(留学選考試験の内容等)

第 72 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

- 2 選考基準を満たした者は留学準備に関する手続き対象者となり、当該対象者を留学候補生とする。
- 3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 73 条 本規程第 24 条にもとづき単位を認定する科目は、学則に定める専門教育科目および全学共通教育科目とする。

(認定単位の上限)

第 74 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は原則として 30 単位とする。

第 6 節 海外インターンシップ留学

第 1 款 UCR インターンシップ留学

(留学派遣時期)

第 75 条 派遣時期については秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 76 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 2 年次生または 3 年次生である者。
- (2) 学内成績および出席状況が良好である者。

(3) 所定の TOEFL ITP を 1 回以上受験し、高位得点が 500 点以上の者。(学外の英語能力試験を準用する場合は、別途公示する)

(4) 留学先大学より定めのある場合は、これを満たす者。

(留学選考試験の内容等)

第 77 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

2 選考基準を満たした者は留学準備に関する手続き対象者となり、当該対象者を留学候補生とする。

3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 78 条 本規程第 24 条にもとづき単位を認定する科目は、学則に定める専門教育科目および全学共通教育科目とする。

(認定単位の上限)

第 79 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は原則として 30 単位とする。

第 7 節 語学留学

第 1 款 英語留学

(留学派遣時期)

第 80 条 派遣時期は 8 月中旬から 10 月の秋派遣、または 3 月から 5 月の春派遣を原則とする。

(申込資格)

第 81 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

(1) 秋派遣に申込み場合、英米語学科生、英語・デジタルコミュニケーション学科生および国際日本学科生については 1 年次生から 4 年次生である者、スペイン語学科生については 3 年次生または 4 年次生である者。

(2) 春派遣に申込み場合、英米語学科生、英語・デジタルコミュニケーション学科生および国際日本学科生については 1 年次生から 3 年次生である者、スペイン語学科生については 2 年次生または 3 年次生である者。

(3) 単位認定科目の単位修得のみで進級・卒業要件を充足見込みの者。

(4) 学内成績および出席状況が良好である者。

(5) 所定の TOEFL ITP を 1 回以上受験している者。(学外の英語能力試験を準用する場合は、別途公示する)

(6) 留学先大学より定めのある場合は、これを満たす者。

(単位の認定科目)

第 82 条 本規程第 24 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として英米語学科、英語・デジタルコミュニケーション学科および国際日本学科は表 1 および 2 に、スペイン語学科は表 3 および 4 に定める。表以外の科目における単位認定については別途所轄委員会が定める。

2 前項の単位認定対象科目は、春派遣の場合は当該年度春学期、秋派遣の場合は当該年度秋学期の履修科目として認定する。単位認定の取扱は、春派遣の場合は履修規程第 4 条第 4 項第 1 号の規定を、秋学期の場合は履修規程第 4 条第 4 項第 2 号の規定を適用する。

3 専門必修科目については先修条件を充足していない場合は、単位認定の対象にはならない。

表1 英米語学科英語留学参加者単位認定対象科目 [2021年度以前入学生]

学年	単位認定対象科目
1年次	Effective Essay Writing I Effective Oral Presentation Introduction to Humanities II Introduction to Social Sciences II 言語研究 A ~ Z
2年次	Effective Essay Writing II Effective Research Paper Writing Effective Discussion Strategic Debate Topics in Social Sciences I Topics in Social Sciences II Topics in Humanities I Topics in Humanities II 1年次単位認定対象科目
3・4年次	1・2年次単位認定対象科目

表2 英米語学科、英語・デジタルコミュニケーション学科、国際日本学科
英語留学参加者単位認定対象科目 [2022年度以後入学生]

学年	単位認定対象科目
1年次	Essay Writing I Academic Reading II Communication in English II 海外事情研究 A ~ Z
2年次	Essay Writing II Essay Writing III Academic Reading III Academic Reading IV Communication in English III Communication in English IV 1年次単位認定対象科目
3年次	English Presentation and Discussion A English Presentation and Discussion B 1・2年次単位認定対象科目
4年次	1～3年次単位認定対象科目

表3 スペイン語学科英語留学参加者単位認定対象科目 [2021年度以前入学生]

学年	単位認定対象科目
1年次	英語 II 言語研究 A ~ Z
2年次	英語 III 英語 IV 1年次単位認定対象科目
3・4年次	1・2年次単位認定対象科目

表4 ス페인語学科英語留学参加者単位認定対象科目 [2022年度以降入学生]

学年	単位認定対象科目
1年次	Communication in English II 海外事情研究 A～Z
2年次	Communication in English III Communication in English IV 1年次単位認定対象科目
3・4年次	1・2年次単位認定対象科目

(認定単位の上限)

第 83 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は原則として 20 単位とする。

第 2 款 ス페인語留学

(留学派遣時期)

第 84 条 派遣時期は9月から10月の秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 85 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) ス페인語学科2年次生から4年次生である者。
- (2) 単位認定科目の単位修得のみで進級・卒業要件を充足見込みの者。
- (3) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (4) 留学先大学より定めのある場合は、これを満たす者。

(単位の認定科目)

第 86 条 本規程第 24 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として表 5 および 6 に定める。表以外の科目における単位認定については別途所轄委員会が定める。

- 2 前項の単位認定対象科目は、当該年度秋学期の履修科目として認定する。単位認定の取扱は履修規程第 4 条第 4 項第 2 号の規定を適用する。
- 3 専門必修科目については先修条件を充足していない場合は、単位認定の対象にはならない。

表5 ス페인語留学参加者単位認定対象科目 [2021年度以前入学生]

学年	単位認定対象科目
2年次	Español Comunicativo IV ス페인語リーディングII ス페인語応用文法II 言語研究 A～Z
3・4年次	2年次単位認定対象科目

表6 ス페인語留学参加者単位認定対象科目 [2022年度以降入学生]

学年	単位認定対象科目
2年次秋学期	Comunicación en Español IV ス페인語演習IV ス페인語文法IV 海外事情研究 A～Z
3・4年次	2年次単位認定対象科目

(認定単位の上限)

第 87 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は原則として 20 単位とする。

第 3 款 中国語留学、フランス語留学、ドイツ語留学、韓国語留学、イタリア語留学、ロシア語留学、ベトナム語留学

(留学派遣時期)

第 88 条 派遣時期は 8 月中旬から 10 月の秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 89 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 3 年次生または 4 年次生である者。
- (2) 単位認定科目の単位修得のみで進級・卒業要件を充足見込みの者。
- (3) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (4) 留学先大学より定めのある場合は、これを満たす者。

(単位の認定科目)

第 90 条 本規程第 24 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として表 7 および 8 に定める。表以外の科目における単位認定については別途所轄委員会が定める。

2 前項の単位認定対象科目は当該年度秋学期の履修科目として認定する。単位認定の取扱は履修規程第 4 条第 4 項第 2 号の規定を適用する。

3 専門必修科目については先修条件を充足していない場合は、単位認定の対象にはならない。

表 7 中国語留学、フランス語留学、ドイツ語留学、韓国語留学、イタリア語留学、ロシア語留学、ベトナム語留学参加者単位認定対象科目 [2021 年度以前入学生]

学年	単位認定対象科目
3・4 年次	言語研究 A～Z

表 8 中国語留学、フランス語留学、ドイツ語留学、韓国語留学、イタリア語留学、ロシア語留学、ベトナム語留学参加者単位認定対象科目 [2022 年度以降入学生]

学年	単位認定対象科目
3・4 年次	海外事情研究 A～Z

(認定単位の上限)

第 91 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は原則として 20 単位とする。

第 4 款 夏季英語留学、夏季中国語留学

(留学派遣時期)

第 92 条 派遣時期は 7 月から 8 月上旬の夏派遣を原則とする。

(申込資格)

第 93 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 学内成績および出席状況が良好である者。

- (2) 英語留学の場合は、所定の TOEFLI TP を 1 回以上受験している者。(学外の英語能力試験を準用する場合は、別途公示する)
- (3) 留学先大学より定めのある場合は、これを満たす者。

(単位の認定科目)

第 94 条 本規程第 24 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として表 9 および 10 に定める。表以外の科目における単位認定については別途所轄委員会が定める。

- 2 前項の単位認定対象科目は当該年度秋学期の履修科目として認定する。単位認定の取扱は履修規程第 4 条第 4 項第 2 号の規定を適用する。

表 9 夏季語学留学参加者単位認定対象科目 [2021 年度以前入学生]

学科	単位認定対象科目
英米語学科	言語研究 A ~ Z
スペイン語学科	

表 10 夏季語学留学参加者単位認定対象科目 [2022 年度以降入学生]

学科	単位認定対象科目
英米語学科	海外事情研究 A ~ Z
スペイン語学科	
英語・デジタルコミュニケーション学科	海外事情研究 A ~ E
国際日本学科	国際教養 A ~ F

(認定単位の上限)

第 95 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は原則として 8 単位とする。

第 5 款 春季英語留学、春季スペイン語留学、春季中国語留学

(留学派遣時期)

第 96 条 派遣時期は 2 月から 3 月の春派遣を原則とする。

(申込資格)

第 97 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 1 年次生から 3 年次生である者。
- (2) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (3) 英語留学の場合は、所定の TOEFL ITP を 1 回以上受験している者。(学外の英語能力試験を準用する場合は、別途公示する)
- (4) 留学先大学より定めのある場合は、これを満たす者

(単位の認定科目)

第 98 条 本規程第 24 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として表 11 および 12 に定める。表以外の科目における単位認定については別途所轄委員会が定める。

- 2 前項の単位認定対象科目は次年度春学期の履修科目として認定する。単位認定の取扱は履修規程第 4 条第 4 項第 1 号の規定を適用する。

表 11 春季語学留学参加者単位認定対象科目 [2021 年度以前入学生]

学科	単位認定対象科目
英米語学科	言語研究 A ~ Z
スペイン語学科	

表 12 春季語学留学参加者単位認定対象科目 [2022 年度以降入学生]

学科	単位認定対象科目
英米語学科	海外事情研究 A ~ Z
スペイン語学科	
英語・デジタルコミュニケーション学科	海外事情研究 A ~ E
国際日本学科	国際教養 A ~ F

(認定単位の上限)

第 99 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は原則として 8 単位とする。

第 8 節 海外研修 (日本語教員)

(留学派遣時期)

第 100 条 派遣時期は 2 月から 3 月の春派遣を原則とする。

(申込資格)

第 101 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 1 年次生から 3 年次生である者。
- (2) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (3) 日本語教員養成課程を履修中である者。
- (4) 留学先大学より定めのある場合は、これを満たす者。

(単位の認定科目)

第 102 条 本規程第 24 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として表 13 に定める。表以外の科目における単位認定については別途所轄委員会が定める。

- 2 前項の単位認定対象科目は次年度春学期の履修科目として認定する。単位認定の取扱は履修規程第 4 条第 4 項第 1 号の規定を適用する。

表 13 海外研修 (日本語教員) 参加者単位認定対象科目

学科	単位認定対象科目
英米語学科	海外事情研究 A ~ Z
スペイン語学科	
英語・デジタルコミュニケーション学科	海外事情研究 A ~ E
国際日本学科	国際教養 A ~ F

(認定単位の上限)

第 103 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は原則として 4 単位とする。

第 9 節 認定留学

(留学派遣時期)

第 104 条 派遣時期は3年次の春派遣または秋派遣、4年次の春派遣または秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 105 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 秋派遣に申込み場合、3年次生または4年次生である者。春派遣に申込み場合、2年次生または3年次生である者。
- (2) 学内成績が一定の基準に達している者。

(申込手続)

第 106 条 申込期限は秋派遣の場合は4月末業務日、春派遣の場合は11月末業務日とする。

2 申込書類は次の各号のとおりとする。

- (1) 認定留学申込書
- (2) 留学先大学の入学許可証
- (3) そのほか本学が指定した書類

(留学の選考内容)

第 107 条 申込者に対しては留学の選考を行い、合格者に対して留学を許可する。

2 申込時までの学内成績の審査等にもとづき判定を行う。

(単位の認定科目)

第 108 条 本規程第24条にもとづき単位を認定する科目は、学則に定める専門教育科目および全学共通教育科目とする。

(認定単位の上限)

第 109 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は原則として30単位とする。

第 3 章 英語国際学部

第 1 節 総 則

(目的)

第 110 条 2 年次以降に海外の大学における発展的な学びの経験を付加することにより、外国語の実用的・実践的なコミュニケーション力をさらに向上させることを目的とする。加えて、多様な文化・価値観に柔軟に対応できる「異文化理解・対応力」、グローバル社会が直面する課題を読み解くことのできる「国際理解力」、そして変化する時代、社会の多様な課題解決に立ち向かう「課題解決・思考力」を身につけさせるとともに、海外での学修を通して、力強く未来を構想し、新たな価値観を創造できる力の修得をめざす。

(留学の種類)

第 111 条 英語国際学部の学生に申込資格のある留学の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 学位留学
 - (2) 2 カ国留学
 - (3) 交換留学
 - (4) ブリッジ留学
 - (5) 海外インターンシップ留学
 - (6) 語学 Plus 留学
 - (7) 語学留学
 - (8) 海外研修
 - (9) 認定留学
- 2 前項第 1 号に定める学位留学の種類は、次の各号のとおりとする。
- (1) 大学・大学院学位留学
 - (2) 学位留学
 - (3) 中国学位留学
- 3 本条第 1 項第 3 号に定める交換留学の種類については、次のとおりとする。
- (1) 交換留学
- 4 本条第 1 項第 4 号に定めるブリッジ留学の種類は、次のとおりとする。
- (1) ブリッジ留学
- 5 本条第 1 項第 5 号に定める海外インターンシップ留学の種類は、次の各号のとおりとする。
- (1) UCR インターンシップ留学
 - (2) 中国インターンシップ(日本語 TA)
- 6 本条第 1 項第 6 号に定める語学 Plus 留学の種類は、次のとおりとする。
- (1) 語学 +SDGs 留学
- 7 本条第 1 項第 7 号に定める語学留学の種類は、次の各号および別途公示する留学とする。
- (1) 英語留学
 - (2) 中国語留学
 - (3) フランス語留学
 - (4) ドイツ語留学
 - (5) 韓国語留学

- (6) イタリア語留学
- (7) ロシア語留学
- (8) ベトナム語留学
- (9) 夏季英語留学
- (10) 夏季中国語留学
- (11) 春季英語留学
- (12) 春季中国語留学
- (13) 春季スペイン語留学

8 本条第1項第8号に定める海外研修の種類は、次のとおりとする。

- (1) 海外研修(日本語教員)

(留学選考試験)

第 112 条 前条第1項に定める留学については選考試験を行う。選考内容については別に定める。

- 2 申込時期および選考期間については別途公示する。

(3年次編入学生の取扱)

第 113 条 本学短期大学部2年次生で本学部3年次編入学内定者および編入学生の留学に関する申込資格、申込時期、派遣時期、単位認定、帰国後の取り扱い等については別途公示する。

第 2 節 学位留学

第 1 款 大学・大学院学位留学

(留学派遣時期)

第 114 条 派遣時期は3年次または4年次の秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 115 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 2年次生または3年次生である者。
- (2) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (3) 交換留学の面接選考試験に合格している者。
- (4) 所定の TOEFL ITP において平均点が530点以上であり、かつ高位得点が550点以上の者。(学外の英語能力試験を準用する場合は、別途公示する)
- (5) 留学先大学より定めのある場合は、これを満たす者。

(留学選考試験の内容等)

第 116 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

- 2 選考基準を満たした者は留学準備に関する手続き対象者となり、当該対象者を留学候補生とする。
- 3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 117 条 本規程第24条にもとづき単位を認定する科目は、学則に定める専門教育科目および全学共通教育科目とする。

(認定単位の上限)

第 118 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は原則として60単位とする。

- 2 編入学生については、本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は原則として30単位とする。

第2款 学位留学

(留学派遣時期)

第119条 派遣時期は3年次または4年次の秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第120条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 2年次生または3年次生である者。
- (2) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (3) 交換留学の面接選考試験に合格している者。
- (4) 所定のTOEFL ITPにおいて平均点が530点以上であり、かつ高位得点が550点以上の者。(学外の英語能力試験を準用する場合は、別途公示する)
- (5) 留学先大学より定めのある場合は、これを満たす者。

(留学選考試験の内容等)

第121条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

- 2 選考基準を満たした者は留学準備に関する手続き対象者となり、当該対象者を留学候補生とする。
- 3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第122条 本規程第24条にもとづき単位を認定する科目は、学則に定める専門教育科目および全学共通教育科目とする。

(認定単位の上限)

第123条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は原則として60単位とする。

- 2 編入学生については、本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は原則として30単位とする。

第3款 中国学位留学

(趣旨)

第124条 中国への留学を推進し、より一層中国語の語学運用能力を身につけ中国の大学の学士号を取得するために、特に本学部に中国学位留学制度を設ける。

(留学派遣時期)

第125条 派遣時期は3年次または4年次の秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第126条 次の各号の条件をすべて充足している者(中国国籍を有する者を除く)に申込資格を与える。

- (1) 3年次生または4年次生である者。
- (2) 派遣時期までに専門必修科目、専門選択科目に配置している必修科目をすべて修得済あるいは修得見込みである者。
- (3) 十分な中国語能力を有する者。

- (4) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (5) 留学先大学より定めのある場合は、これを満たす者。

(留学選考試験の内容等)

第 127 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

- 2 選考基準を満たした者は留学準備に関する手続対象者となり、当該対象者を留学候補生と称する。
- 3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 128 条 本規程第 24 条にもとづき単位を認定する科目は、学則に定める専門教育科目および全学共通教育科目とする。

(認定単位の上限)

第 129 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は原則として 60 単位とする。

- 2 編入学生については、本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は原則として 30 単位とする。

第 3 節 2 力国留学

(留学派遣時期)

第 130 条 派遣時期は 2 年次から 4 年次の秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 131 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 1 年次生から 3 年次生である者。
- (2) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (3) 交換留学の面接選考試験に合格している
- (4) 所定の TOEFL ITP において平均点が 530 点以上であり、かつ高位得点が 550 点以上の者。(学外の英語能力試験を準用する場合は、別途公示する)
- (5) 留学先大学より定めのある場合は、これを満たす者。

(留学選考試験の内容等)

第 132 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

- 2 選考基準を満たした者は留学準備に関する手続き対象者となり、当該対象者を留学候補生とする。
- 3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 133 条 本規程第 24 条にもとづき単位を認定する科目は、学則に定める専門教育科目および全学共通教育科目とする。

(認定単位の上限)

第 134 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は原則として 60 単位とする。

- 2 編入学生については、本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 30 単位とする。

第 4 節 交換留学

(留学派遣時期)

第 135 条 派遣時期は次の各号のとおりとする。

- (1) 秋派遣については2年次から4年次を原則とする。
- (2) 春派遣については3年次または4年次を原則とする。

(申込資格)

第 136 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 秋派遣に申込み場合、1年次生から3年次生である者。春派遣に申込み場合、2年次生または3年次生である者。
- (2) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (3) 所定の TOEFL ITP において平均点 500 点以上の者。(学外の英語能力試験を準用する場合は、別途公示する)
- (4) 留学先大学より定めのある場合は、これを満たす者。

(留学選考試験の内容等)

第 137 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

- 2 選考基準を満たした者は留学準備に関する手続き対象者となり、当該対象者を留学候補生とする。
- 3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 138 条 本規程第 24 条にもとづき単位を認定する科目は、学則に定める専門教育科目および全学共通教育科目とする。

(認定単位の上限)

第 139 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は原則として 30 単位とする。

第 5 節 ブリッジ留学

(留学派遣時期)

第 140 条 派遣時期は次の各号のとおりとする。

- (1) 秋派遣については2年次から4年次を原則とする。
- (2) 春派遣については3年次または4年次を原則とする。

(申込資格)

第 141 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 秋派遣に申込み場合、1年次生から3年次生である者。春派遣に申込み場合、2年次生または3年次生である者。
- (2) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (3) 所定の TOEFL ITP において平均点が 490 点以上の者。(学外の英語能力試験を準用する場合は、別途公示する)
- (4) 留学先大学より定めのある場合は、これを満たす者。

(留学選考試験の内容等)

第 142 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

- 2 選考基準を満たした者は留学準備に関する手続き対象者となり、当該対象者を留学候補生とする。
- 3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 143 条 本規程第 24 条にもとづき単位を認定する科目は、学則に定める専門教育科目および全学共通教育科目とする。

(認定単位の上限)

第 144 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は原則として 30 単位とする。

第 6 節 海外インターンシップ留学

第 1 款 UCR インターンシップ留学

(留学派遣時期)

第 145 条 派遣時期については秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 146 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 2 年次生から 3 年次生である者。
- (2) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (3) 所定の TOEFL ITP を 1 回以上受験し、高位得点が 500 点以上の者。(学外の英語能力試験を準用する場合は、別途公示する)
- (4) 留学先大学より定めのある場合は、これを満たす者。

(留学選考試験の内容等)

第 147 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

- 2 選考基準を満たした者は留学準備に関する手続き対象者となり、当該対象者を留学候補生とする。
- 3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 148 条 本規程第 24 条にもとづき単位を認定する科目は、学則に定める専門教育科目および全学共通教育科目とする。

(認定単位の上限)

第 149 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は原則として 30 単位とする。

第 2 款 中国インターンシップ(日本語 TA)

(留学派遣時期)

第 150 条 派遣時期は 3 年次の秋派遣、4 年次の春派遣または秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 151 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 派遣時が 3 年次生の場合は単位認定のみで進級要件を充足できる者、および派遣時が 4 年次生の場合は単位認定のみで卒業要件を充足できる者。
- (2) 学内成績および出席状況が良好である者。

(3) 留学先大学より定めのある場合は、これを満たす者。

(留学選考試験の内容等)

第 152 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

2 選考基準を満たした者は留学準備に関する手続対象者となり、当該対象者を留学候補生とする。

3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 153 条 実習時間数、実習報告書、実習先からの報告書等にもとづき、単位認定を行う。単位認定の取扱は、春派遣の場合は履修規程第 4 条第 4 項第 1 号、秋派遣の場合は履修規程第 4 条第 4 項第 2 号の規定を適用する。

(単位認定対象科目および単位数)

第 154 条 前条にもとづき単位を認定する科目は原則として履修規程第 75 条表 8 に定める。単位を認定する上限は原則として 20 単位とする。

第 7 節 語学 Plus 留学

(留学派遣時期)

第 155 条 派遣時期は 8 月中旬から 10 月の秋派遣、または 3 月から 5 月の春派遣を原則とする。

(申込資格)

第 156 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

(1) 英語国際学部生である者。

(2) 秋派遣に申込み場合、2 年次生または 3 年次生である者。春派遣に申込み場合、1 年次生または 2 年次生である者。

(3) 学内成績および出席状況が良好である者。

(4) 所定の TOEFL ITP を 1 回以上受験している者。(学外の英語能力試験を準用する場合は、別途公示する)

(5) 留学先大学より定めのある場合は、これを満たす者。

(留学選考試験の内容等)

第 157 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

2 選考基準を満たした者は留学準備に関する手続き対象者となり、当該対象者を留学候補生とする。

3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 158 条 本規程第 24 条にもとづき単位を認定する科目は、学則に定める専門教育科目および全学共通教育科目とする。

(認定単位の上限)

第 159 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は原則として 20 単位とする。

第 8 節 語学留学

第 1 款 中国語留学

(留学派遣時期・期間)

第 160 条 派遣時期については秋派遣を原則とする。

2 留学期間は1年間とする。

(申込資格)

第 161 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 英語国際学部生である者。
- (2) 2年次生から4年次生である者。
- (3) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (4) 留学先大学より定めのある場合は、これを満たす者。(留学選考試験の内容等)

第 162 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

- 2 選考基準を満たした者は留学準備に関する手続き対象者となり、当該対象者を留学候補生とする。
- 3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 163 条 本規程第 24 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として専門必修科目、専門選択科目とする。

(認定単位の上限)

第 164 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は原則として 30 単位とする。

第 2 款 英語留学

(留学派遣時期)

第 165 条 派遣時期は8月中旬から10月の秋派遣、または3月から5月の春派遣を原則とする。

(申込資格)

第 166 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 春派遣に申込み場合、1年次生または2年次生である者。
- (2) 秋派遣に申込み場合、2年次生または3年次生である者。
- (3) 単位認定科目の単位修得のみで進級要件を充足見込みの者。
- (4) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (5) 所定の TOEFL ITP を 1 回以上受験している者。(学外の英語能力試験を準用する場合は、別途公示する)
- (6) 3年次編入学生の取扱いについては、別途公示する。
- (7) 留学先大学より定めのある場合は、これを満たす者。

(単位の認定科目)

第 167 条 本規程第 24 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として表 14 に定める。表以外の科目における単位認定については別途所轄委員会が定める。

- 2 前項の単位認定対象科目は、春派遣の場合は当該年度春学期、秋派遣の場合は当該年度秋学期の履修科目として認定する。単位認定の取扱は、春派遣の場合は履修規程第 4 条第 4 項第 1 号の規定を、秋派遣の場合は履修規程第 4 条第 4 項第 2 号の規定を適用する。

- 3 専門必修科目については先修条件を充足していない場合は、単位認定の対象にはならない。

表 14 英語留学参加者単位認定対象科目

学年	単位認定対象科目
2・3年次	Introduction to Global Society II Introduction to Global Studies II Introduction to Global Communication II Global Issues A・B Strategic Debate A・B Strategic Presentation A・B 英語コミュニケーション研究 A～F 国際コミュニケーション研究 A～F 海外事情研究 A～F

(認定単位の上限)

第 168 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は原則として 20 単位とする。

第 3 款 中国語留学

(留学派遣時期・期間)

第 169 条 派遣時期は 8 月中旬から 10 月の秋派遣、または 3 月から 5 月の春派遣を原則とする。

2 留学期間は 1 学期間とする。

(申込資格)

第 170 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 春派遣に申込み場合、1 年次生または 2 年次生である者。
- (2) 秋派遣に申込み場合、2 年次生または 3 年次生である者。
- (3) 単位認定科目の単位修得のみで進級要件を充足見込みの者。
- (4) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (5) 3 年次編入学生の取扱いについては、別途公示する。
- (6) 留学先大学より定めのある場合は、これを満たす者。

(単位の認定科目)

第 171 条 本規程第 24 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として表 15 に定める。表以外の科目における単位認定については別途所轄委員会が指示する。

2 前項の単位認定対象科目は、春派遣の場合は当該年度春学期、秋派遣の場合は当該年度秋学期の履修科目として、認定する。単位認定の取扱は、春派遣の場合は履修規程第 4 条第 4 項第 1 号の規定を、秋派遣の場合は履修規程第 4 条第 4 項第 2 号の規定を適用する。

3 専門必修科目については先修条件を充足していない場合は、単位認定の対象にはならない。

表 15 中国語留学参加者単位認定対象科目

学年	単位認定対象科目
2・3年次	初級中国語 中国語会話Ⅱ 中級中国語 中国語研究 A～F 国際コミュニケーション研究 A～F 海外事情研究 A～F

(認定単位の上限)

第 172 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は原則として 20 単位とする。

第 4 款 フランス語留学、ドイツ語留学、韓国語留学、イタリア語留学、ロシア語留学、ベトナム語留学

(留学派遣時期)

第 173 条 派遣時期は 8 月中旬から 10 月の秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 174 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 3 年次生または 4 年次生である者。
- (2) 単位認定対象科目の単位修得のみで進級・卒業要件を充足できる者。
- (3) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (4) 留学先大学より定めのある場合は、これを満たす者。

(単位の認定科目)

第 175 条 本規程第 24 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として表 16 に定める。表以外の科目における単位認定については別途所轄委員会が指示する。

- 2 前項の単位認定対象科目は当該年度秋学期の履修科目として認定する。単位認定の取扱は履修規程第 4 条第 4 項第 2 号の規定を適用する。

表 16 語学留学参加者単位認定対象科目

学年	単位認定対象科目
3・4 年次	国際コミュニケーション研究 A～F 海外事情研究 A～F

(認定単位の上限)

第 176 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は原則として 20 単位とする。

第 5 款 夏季英語留学、夏季中国語留学

(留学派遣時期)

第 177 条 派遣時期は 7 月から 8 月上旬の夏派遣を原則とする。

(申込資格)

第 178 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (2) 英語留学の場合は、所定の TOEFL ITP を 1 回以上受験している者。(学外の英語能力試験を準用する場合は、別途公示する)。
- (3) 留学先大学より定めのある場合は、これを満たす者。

(単位の認定科目)

第 179 条 本規程第 24 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として表 17 に定める。表以外の科目における単位認定は別途所轄委員会が定める。

- 2 前項の単位認定対象科目は当該年度秋学期の履修科目として認定する。単位認定の取扱は履修規程第4条第4項第2号の規定を適用する。

表17 夏季語学留学参加者単位認定対象科目

学年	単位認定対象科目
全学年	英語コミュニケーション研究 A～F (英語留学のみ) 中国語研究 A～F (中国語留学のみ) 国際コミュニケーション研究 A～F 海外事情研究 A～F

(認定単位の上限)

第180条 留学先大学において修得した単位を本学の卒業単位として認定する上限数は原則として8単位とする。

第6款 春季英語留学、春季中国語留学、春季スペイン語留学

(留学派遣時期)

第181条 派遣時期は2月から3月の春派遣を原則とする。

(申込資格)

第182条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 1年次生から3年次生である者。
- (2) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (3) 英語留学の場合は、所定の TOEFL ITP を1回以上受験している者。(学外の英語能力試験を準用する場合は、別途公示する)
- (4) 留学先大学より定めのある場合は、これを満たす者。

(単位の認定科目)

第183条 本規程第24条にもとづき単位を認定する科目は、原則として表18に定める。表以外の科目における単位認定は別途所轄委員会が指示する。

- 2 前項の単位認定対象科目は次年度春学期の履修科目として認定する。単位認定の取扱は履修規程第4条第4項第1号の規定を適用する。

表18 春季語学留学参加者単位認定対象科目

学年	単位認定対象科目
1～3年次	英語コミュニケーション研究 A～F (英語留学のみ) 中国語研究 A～F (中国語留学のみ) 国際コミュニケーション研究 A～F 海外事情研究 A～F

(認定単位の上限)

第184条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は原則として8単位とする。

第9節 海外研修(日本語教員)

(留学派遣時期)

第185条 派遣時期は2月から3月の春派遣を原則とする。

(申込資格)

第 186 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 1 年次生から 3 年次生である者。
- (2) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (3) 日本語教員養成課程を履修中である者。
- (4) 留学先大学より定めのある場合は、これを満たす者。

(単位の認定科目)

第 187 条 本規程第 24 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として表 19 に定める。表以外の科目における単位認定については別途所轄委員会が定める。

- 2 前項の単位認定対象科目は次年度春学期の履修科目として認定する。単位認定の取扱は履修規程第 4 条第 4 項第 1 号の規定を適用する。

表 19 海外研修(日本語教員)参加者単位認定対象科目

学年	単位認定対象科目
1～3 年次	海外事情研究 A～F 国際コミュニケーション研究 A～F

(認定単位の上限)

第 188 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は原則として 4 単位とする。

第 10 節 認定留学

(留学派遣時期)

第 189 条 派遣時期は 3 年次の春派遣または秋派遣、4 年次の春派遣または秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 190 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 秋派遣に申込み場合、3 年次生または 4 年次生である者。春派遣に申込み場合、2 年次生または 3 年次生である者。
- (2) 学内成績が一定の基準に達している者。

(申込手続)

第 191 条 申込期限は秋派遣の場合は 4 月末業務日、春派遣の場合は 11 月末業務日とする。

- 2 申込書類は次の各号のとおりとする。

- (1) 認定留学申込書
- (2) 留学先大学の入学許可証
- (3) そのほか本学が指定した書類

(留学の選考内容)

第 192 条 申込者に対しては留学の選考を行い、合格者に対して留学を許可する。

- 2 申込時までの学内成績の審査等にもとづく判定を行う。

(単位の認定科目)

第 193 条 本規程第 24 条にもとづき単位を認定する科目は、学則に定める専門教育科目および全学共通教育科目とする。

(認定単位の上限)

第 194 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は原則として 30 単位とする。

第 4 章 英語キャリア学部

第 1 節 総 則

(目的)

第 195 条 海外の大学における学びの経験を付加した発展的な学修を通じ、英語、社会科学および教育分野の複合学修をさらに深化させることにより、本格的英語力、社会科学分野における高度な専門知識を修得させる。加えて、英語キャリア基礎力を構成する、日本語と英語の両言語による論理的思考力、公正な視点、国際理解・多文化共生力を飛躍させ、国際的な場で生じる様々な課題に対し、日英両言語を用いてリーダーシップが発揮できる能力を強化することをめざす。

(留学の種類)

第 196 条 英語キャリア学部英語キャリア学科(小学校教員コースを除く)の教育課程上の留学の種類は専門留学とする。

2 前項のほか、英語キャリア学部英語キャリア学科の学生に申込資格のある留学の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 学位留学
- (2) 2カ国留学
- (3) ブリッジ留学
- (4) 海外インターンシップ留学
- (5) 語学留学
- (6) 海外研修
- (7) 認定留学

3 前項第1号に定める学位留学の種類については、次の各号のとおりとする。

- (1) 大学・大学院学位留学
- (2) 学位留学

4 本条第2項第3号に定めるブリッジ留学の種類については、次のとおりとする。

- (1) ブリッジ留学

5 本条第2項第4号に定める海外インターンシップ留学の種類については、次のとおりとする。

- (1) UCR インターンシップ留学

6 本条第2項第5号に定める語学留学の種類については、次の各号のとおりとする。

- (1) 秋学期英語留学
- (2) 夏季英語留学
- (3) 夏季中国語留学
- (4) 春季英語留学
- (5) 春季スペイン語留学
- (6) 春季中国語留学

7 第2項第6号に定める海外研修の種類については、次のとおりとする。

- (1) 海外研修(日本語教員)

8 英語キャリア学部英語キャリア学科小学校教員コースの学生に申込資格のある留学の種類については、原則として語学留学および海外研修とする。ただし、本学が特に有益であると認めた場合には本条第1項および第2項に定める留学の種類を準用する。

9 前項に定める語学留学の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 夏季英語留学
- (2) 夏季中国語留学
- (3) 春季英語留学
- (4) 春季スペイン語留学
- (5) 春季中国語留学

10 本条第8項に定める海外研修の種類については、次のとおりとする。

- (1) 海外研修(小学校教員コース)
- (2) 海外研修(日本語教員)

第2節 交換留学(専門留学)

(留学派遣時期)

第197条 派遣時期は次の各号のとおりとする。

- (1) 秋派遣については2年次または3年次を原則とする。
- (2) 春派遣については3年次を原則とする。

(留学資格審査の意義)

第198条 留学資格審査は派遣の可否、留学の種類、留学先、派遣時期、派遣期間等を決定するために行う。

- 2 留学資格審査において、専門留学の基準を満たしていない学生の留学については本学が別途指示する。
- 3 留学資格審査は全3回実施され、留学の種類等が決定するまで毎回受験しなければならない。

(留学資格審査の内容等)

第199条 留学の判定は留学資格審査にもとづき総合的に行い、審査基準を満たした者に対して留学を許可する。

- 2 審査基準を満たした者は留学準備に関する手続き対象者となり、当該対象者を留学候補生とする。
- 3 留学資格審査の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第200条 本規程第24条にもとづき単位を認定する科目は、原則として専門複合科目、専門研究科目、および全学共通教育科目とする。

(認定単位の上限)

第201条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は原則として30単位とする。

第3節 学位留学

第1款 大学・大学院学位留学

(留学派遣時期)

第202条 派遣時期は3年次の秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第203条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 原則として英語キャリア学部英語キャリア学科の2年次生である者。
- (2) 交換留学(専門留学)の面接審査に合格している者。

(3) 所定の TOEFL ITP において平均点が 530 点以上であり、かつ高位得点が 550 点以上の者。(学外の英語能力試験を準用する場合は、別途公示する)

(4) 留学先大学より定めのある場合は、これを満たす者。

(留学選考試験の内容等)

第 204 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

2 選考基準を満たした者は留学準備に関する手続き対象者となり、当該対象者を留学候補生とする。

3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 205 条 本規程第 24 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として専門複合科目、専門研究科目、および全学共通教育科目とする。

(認定単位の上限)

第 206 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は原則として 60 単位とする。

第 2 款 学位留学

(留学派遣時期)

第 207 条 派遣時期は 3 年次の秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 208 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

(1) 原則として英語キャリア学部英語キャリア学科の 2 年次生である者。

(2) 交換留学(専門留学)の面接審査に合格している者。

(3) 所定の TOEFL ITP において平均点が 530 点以上であり、かつ高位得点が 550 点以上の者。(学外の英語能力試験を準用する場合は、別途公示する)

(4) 留学先大学より定めのある場合は、これを満たす者。

(留学選考試験の内容等)

第 209 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

2 選考基準を満たした者は留学準備に関する手続き対象者となり、当該対象者を留学候補生とする。

3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 210 条 本規程第 24 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として専門複合科目、専門研究科目、および全学共通教育科目とする。

(認定単位の上限)

第 211 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は原則として 60 単位とする。

第 4 節 2 力国留学

(留学派遣時期)

第 212 条 派遣時期は 2 年次または 3 年次の秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 213 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 原則として英語キャリア学部英語キャリア学科の1年次生または2年次生である者。
- (2) 交換留学(専門留学)の面接審査に合格している者。
- (3) 所定の TOEFL ITP において平均点が 530 点以上であり、かつ高位得点が 550 点以上の者。(学外の英語能力試験を準用する場合は、別途公示する)
- (4) 留学先大学より定めのある場合は、これを満たす者。

(留学選考試験の内容等)

第 214 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

- 2 選考基準を満たした者は留学準備に関する手続き対象者となり、当該対象者を留学候補生とする。
- 3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 215 条 本規程第 24 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として専門複合科目、専門研究科目、および全学共通教育科目とする。

(認定単位の上限)

第 216 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は原則として 60 単位とする。

第 5 節 ブリッジ留学

(留学派遣時期)

第 217 条 派遣時期は3年次の春派遣、または秋派遣とする。

(留学資格審査の意義)

第 218 条 留学資格審査は派遣の可否、留学の種類、留学先、派遣時期、派遣期間等を決定するために行う。

- 2 留学資格審査は全3回実施され、留学の種類等が決定するまで毎回受験しなければならない。

(留学資格審査の内容等)

第 219 条 留学の判定は留学資格審査にもとづき総合的に行い、審査基準を満たした者に対して留学を許可する。

- 2 審査基準を満たした者は留学準備に関する手続き対象者となり、当該対象者を留学候補生とする。
- 3 留学資格審査の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 220 条 本規程第 24 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として専門複合科目、専門研究科目、および全学共通教育科目とする。

(認定単位の上限)

第 221 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は原則として 30 単位とする。

第 6 節 海外インターンシップ留学

第 1 款 UCR インターンシップ留学

(留学派遣時期)

第 222 条 派遣時期については秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 223 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 2 年次生である者。
- (2) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (3) 所定の TOEFL ITP を 1 回以上受験し、高位得点が 500 点以上の者。(学外の英語能力試験を準用する場合は、別途公示する)
- (4) 留学先大学より定めのある場合は、これを満たす者。

(留学選考試験の内容等)

第 224 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

- 2 選考基準を満たした者は留学準備に関する手続き対象者となり、当該対象者を留学候補生とする。
- 3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 225 条 本規程第 24 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として専門複合科目、専門研究科目、および全学共通教育科目とする。

(認定単位の上限)

第 226 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は原則として 30 単位とする。

第 7 節 語学留学

第 1 款 英語留学

(留学派遣時期)

第 227 条 派遣時期は 3 年次の 8 月中旬から 10 月の秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 228 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 英語キャリア学科 3 年次生である者。
- (2) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (3) 所定の TOEFL ITP を 1 回以上受験している者。(学外の英語能力試験を準用する場合は、別途公示する)
- (4) 留学先大学より定めのある場合は、これを満たす者。

(単位の認定科目)

第 229 条 本規程第 24 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として表 20 に定める。表以外の科目における単位認定については別途所轄委員会が定める。

- 2 前項の単位認定対象科目は当該年度秋学期の履修科目として認定する。単位認定の取扱は履修規程第 4 条第 4 項第 2 号の規定を適用する。

表 20 3年次秋学期英語留学参加者単位認定対象科目

学年	単位認定対象科目
3年次	海外事情研究 A～E 総合科目 A～I

(認定単位の上限)

第 230 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は原則として 20 単位とする。

第 2 款 夏季英語留学、夏季中国語留学

(留学派遣時期)

第 231 条 派遣時期は 7 月から 8 月上旬の夏派遣を原則とする。

(申込資格)

第 232 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (2) 英語留学の場合は、所定の TOEFL ITP を 1 回以上受験している者。(学外の英語能力試験を準用する場合は、別途公示する)
- (3) 留学先大学より定めのある場合は、これを満たす者。

(単位の認定科目)

第 233 条 本規程第 24 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として表 21 に定める。表以外の科目における単位認定については別途所轄委員会が定める。

- 2 前項の単位認定対象科目は当該年度秋学期の履修科目として認定する。単位認定の取扱は履修規程第 4 条第 4 項第 2 号の規定を適用する。

表 21 夏季語学留学参加者単位認定対象科目

学年	単位認定対象科目
全学年	海外事情研究 A～E

(認定単位の上限)

第 234 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は原則として 8 単位とする。

第 3 款 春季英語留学、春季スペイン語留学、春季中国語留学

(留学派遣時期)

第 235 条 派遣時期は 2 月から 3 月の春派遣を原則とする。

(申込資格)

第 236 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 1 年次生から 3 年次生である者。
- (2) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (3) 英語留学の場合は、所定の TOEFL ITP を 1 回以上受験している者。(学外の英語能力試験を準用する場合は、別途公示する)
- (4) 留学先大学より定めのある場合は、これを満たす者。

(単位の認定科目)

第 237 条 本規程第 24 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として表 22 に定める。表以外の科目における単位認定については別途所轄委員会が定める。

- 2 前項の単位認定対象科目は次年度春学期の履修科目として認定する。単位認定の取扱は履修規程第 4 条第 4 項第 1 号の規定を適用する。

表 22 春季語学留学参加者単位認定対象科目

学年	単位認定対象科目
1～3 年次	海外事情研究 A～E 総合科目 A～I

(認定単位の上限)

第 238 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は原則として 8 単位とする。

第 8 節 海外研修

第 1 款 海外研修(小学校教員コース)

(留学派遣時期)

第 239 条 派遣時期は 2 月から 3 月の春派遣を原則とする。

(申込資格)

第 240 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 英語キャリア学科小学校教員コース 1 年次生から 3 年次生である者。
- (2) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (3) 所定の TOEFL を 1 回以上受験している者。(学外の英語能力試験を準用する場合は、別途公示する)
- (4) 留学先大学より定めのある場合は、これを満たす者。

(単位の認定科目)

第 241 条 本規程第 24 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として表 23 に定める。表以外の科目における単位認定については別途所轄委員会が定める。

- 2 前項の単位認定対象科目は次年度春学期の履修科目として認定する。単位認定の取扱は履修規程第 4 条第 4 項第 1 号の規定を適用する。。

表 23 海外研修(小学校教員コース)参加者単位認定対象科目

学年	単位認定対象科目
1～3 年次	海外事情研究 A～E 総合科目 A～I

(認定単位の上限)

第 242 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は原則として 8 単位とする。

第 2 款 海外研修（日本語教員）

（留学派遣時期）

第 243 条 派遣時期は 2 月から 3 月の春派遣を原則とする。

（申込資格）

第 244 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 1 年次生から 3 年次生である者。
- (2) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (3) 日本語教員養成課程を履修中である者。
- (4) 留学先大学より定めのある場合は、これを満たす者。

（単位の認定科目）

第 245 条 本規程第 24 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として表 24 に定める。表以外の科目における単位認定については別途所轄委員会が定める。

- 2 前項の単位認定対象科目は次年度春学期の履修科目として認定する。単位認定の取扱は履修規程第 4 条第 4 項第 1 号の規定を適用する。

表 24 海外研修（日本語教員）参加者単位認定対象科目

学年	単位認定対象科目
1～3 年次	海外事情研究 A～E 総合科目 A～Z

（認定単位の上限）

第 246 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は原則として 4 単位とする。

第 9 節 認定留学

（留学派遣時期）

第 247 条 派遣時期は 3 年次の春派遣または秋派遣を原則とする。

（申込資格）

第 248 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 秋派遣に申込み場合、3 年次生である者。春派遣に申込み場合、2 年次生である者。
- (2) 学内成績が一定の基準に達している者。
- (3) 留学先大学より定めのある場合は、これを満たす者。

（申込期限・申込書類）

第 249 条 申込期限は秋派遣の場合は 4 月末業務日とする。春派遣の場合は 11 月末業務日とする。

- 2 申込書類は次の各号のとおりとする。

- (1) 認定留学申込書
- (2) 留学先大学の入学許可証
- (3) そのほか本学が指定した書類

（留学の選考内容）

第 250 条 申込者に対しては留学の選考を行い、合格者に対して留学を許可する。

- 2 申込時までの学内成績の審査等にもとづく判定を行う。

(単位の認定科目)

第 251 条 本規程第 24 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として専門複合科目、専門研究科目、および全学共通教育科目とする。

(認定単位の上限)

第 252 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は原則として 30 単位とする。

第 5 章 国際共生学部

第 1 節 総 則

(目的)

第 253 条 海外の大学における発展的な学びと実体験を重視した留学中の取り組みを通して、グローバル社会の課題解決に意欲的に取り組む人材を育成する。高度な英語によるコミュニケーション能力を基盤とし、人文科学、社会科学、ビジネスなどの分野における知識を修得し、多角的な視点から社会の現象や課題を理解・検証できる能力を身に付ける。解決策を行使するために必要となる協働的思考力やリーダーシップが発揮できる能力を強化することをめざす。

(留学の種類)

第 254 条 国際共生学部の学生に申込資格のある留学の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 学位留学
- (2) 2カ国留学
- (3) 交換留学
- (4) 海外インターンシップ留学
- (5) 語学 Plus 留学
- (6) 認定留学

2 前項第 1 号に定める学位留学の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 大学・大学院学位留学
- (2) 学位留学

3 本条第 1 項第 3 号に定める交換留学の種類は、次のとおりとする。

- (1) 交換留学(グローバルチャレンジ留学)

4 本条第 1 項第 4 号に定める海外インターンシップ留学の種類は、次のとおりとする。

- (1) UCR インターンシップ留学

5 本条第 1 項第 5 号に定める語学 Plus 留学の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) グローバル・セメスター留学
- (2) グローバル・サマー留学

(選考試験)

第 255 条 前条に定める留学については留学資格審査/選考試験を行う。選考内容については別に定める。

2 申込時期および選考期間については掲示にて公示する。

(3年次編入学生の取扱)

第 256 条 3年次編入学生の留学に関する申込資格、申込時期、派遣時期、単位認定、帰国後の取り扱い等については別途公示する。

第 2 節 学位留学

第 1 款 大学・大学院学位留学

(留学派遣時期)

第 257 条 派遣時期は3年次の秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 258 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 原則として2年次生である者。
- (2) 交換留学(グローバルチャレンジ留学)の選考に合格している者。
- (3) 所定の TOEFL ITP において平均点が530点以上であり、かつ高位得点が550点以上の者。(学外の英語能力試験を準用する場合は、別途公示する)
- (4) 留学先大学より定めのある場合は、これを満たす者。

(留学選考試験の内容等)

第 259 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

- 2 選考基準を満たした者は留学準備に関する手続き対象者となり、当該対象者を留学候補生とする。
- 3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 260 条 本規程第24条にもとづき単位を認定する科目は、原則として専門必修科目、専門選択必修科目、および専門選択科目とする。

(認定単位の上限)

第 261 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は原則として60単位とする。

- 2 編入学生については、本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は原則として30単位とする。

第 2 款 学位留学

(留学派遣時期)

第 262 条 派遣時期は3年次の秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 263 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 原則として2年次生である者。
- (2) 交換留学(グローバルチャレンジ留学)の選考に合格している者。
- (3) 所定の TOEFL ITP において平均点が530点以上であり、かつ高位得点が550点以上の者。(学外の英語能力試験を準用する場合は、別途公示する)
- (4) 留学先大学より定めのある場合は、これを満たす者。

(留学選考試験の内容等)

第 264 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

- 2 選考基準を満たした者は留学準備に関する手続き対象者となり、当該対象者を留学候補生とする。
- 3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 265 条 本規程第24条にもとづき単位を認定する科目は、原則として専門必修科目、専門選択必修科目、および専門選択科目とする。

(認定単位の上限)

第 266 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は原則として60単位とする。

- 2 編入学生については、本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は原則として30単位とする。

第 3 節 2 力国留学

(留学派遣時期)

第 267 条 派遣時期は2年次または3年次の秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 268 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 原則として1年次生または2年次生である者。
- (2) 交換留学(グローバルチャレンジ留学)の選考に合格している者。
- (3) 所定の TOEFL ITP において平均点が530点以上であり、かつ高位得点が550点以上の者。(学外の英語能力試験を準用する場合は、別途公示する)
- (4) 留学先大学より定めのある場合は、これを満たす者。

(留学選考試験の内容等)

第 269 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

- 2 選考基準を満たした者は留学準備に関する手続き対象者となり、当該対象者を留学候補生とする。
- 3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 270 条 本規程第24条にもとづき単位を認定する科目は、原則として専門必修科目、専門選択必修科目、および専門選択科目とする。

(認定単位の上限)

第 271 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は原則として60単位とする。

- 2 編入学生については、本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は原則として30単位とする。

第 4 節 交換留学(グローバルチャレンジ留学)

(留学派遣時期)

第 272 条 派遣時期は次の各号のとおりとする。

- (1) 秋派遣については2年次または3年次を原則とする。
- (2) 春派遣については3年次を原則とする。
- (3) 3年次編入学生の取り扱いについては、別途公示する。

(申込資格)

第 273 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 秋派遣に申込み場合、1年次、または2年次生である者。春派遣に申込み場合、2年次生である者。
- (2) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (3) 所定の TOEFL ITP において平均点が500点以上の者。(学外の英語能力試験を準用する場合は、別途公示する)
- (4) 留学先大学より定めのある場合は、これを満たす者。

(留学選考の内容等)

第 274 条 留学の判定は留学選考基準にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

2 選考基準を満たした者は留学準備に関する手続き対象者となり、当該対象者を留学候補生とする。

3 留学選考の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 275 条 本規程第 24 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として専門必修科目、専門選択必修科目、および専門選択科目とする。

(認定単位の上限)

第 276 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は原則として 30 単位とする。

第 5 節 海外インターンシップ留学

第 1 款 UCR インターンシップ留学

(留学派遣時期)

第 277 条 派遣時期については秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 278 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

(1) 2 年次生である者。

(2) 学内成績および出席状況が良好である者。

(3) 所定の TOEFL ITP を 1 回以上受験し、高位得点が 500 点以上の者。(学外の英語能力試験を準用する場合は、別途公示する)

(4) 留学先大学より定めのある場合は、これを満たす者。

(留学選考試験の内容等)

第 279 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

2 選考基準を満たした者は留学準備に関する手続き対象者となり、当該対象者を留学候補生とする。

3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 280 条 本規程第 24 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として専門必修科目、専門選択必修科目、および専門選択科目とする。

(認定単位の上限)

第 281 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は原則として 30 単位とする。

第 6 節 語学 Plus 留学

第 1 款 グローバル・セメスター留学

(留学派遣時期・期間)

第 282 条 派遣時期は 8 月から 10 月の秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 283 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

(1) 2 年次生または 3 年次生である者。

(2) 単位認定科目の単位修得のみで進級・卒業要件を充足見込みの者。

(3) 学内成績および出席状況が良好である者。

- (4) 所定の TOEFL ITP を 1 回以上受験している者。(学外の英語能力試験を準用する場合は、別途公示する)
- (5) 留学先大学より定めのある場合は、これを満たす者。

(単位の認定科目)

第 284 条 本規程第 24 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として表 25 に定める。表以外の科目における単位認定については別途所轄委員会が定める。

- 2 前項の単位認定対象科目は当該年度秋学期の履修科目として認定する。単位認定の取扱は履修規程第 4 条第 4 項第 2 号の規定を適用する。
- 3 専門必修科目、専門選択必修科目については先修条件を充足していない場合は、単位認定の対象にはならない。

表 25 グローバル・セメスター留学参加者単位認定対象科目

学年	単位認定対象科目
2～3年次	Academic Writing I Academic Writing II Integrated Language Skills Interpersonal Communication Global Communication I Global Communication II Language & Society Diversity & Equality in Contemporary Literature Global Issues A～E Global Internship A～D Community Engagement A～D Global Service Learning A～D

(認定単位の上限)

第 285 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は原則として 20 単位とする。

第 2 款 グローバル・サマー留学

(留学派遣時期)

第 286 条 派遣時期は 6 月から 8 月の夏派遣を原則とする。

(申込資格)

第 287 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 2 年次～4 年次生である者。
- (2) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (3) 所定の TOEFL ITP を 1 回以上受験している者。(学外の英語能力試験を準用する場合は、別途公示する)
- (4) 留学先大学より定めのある場合は、これを満たす者。

(単位の認定科目)

第 288 条 本規程第 24 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として表 26 に定める。表以外の科目における単位認定については別途所轄委員会が定める。

- 2 前項の単位認定対象科目は当該年度秋学期の履修科目として認定する。単位認定の取扱は履修規程第 4 条第 4 項第 2 号の規定を適用する。

表 26 グローバル・サマー留学参加者単位認定対象科目

学年	単位認定対象科目
2～4年次	Global Internship A～D Community Engagement A～D Global Service Learning A～D

(認定単位の上限)

第 289 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は原則として 8 単位とする。

第 7 節 認定留学

(留学派遣時期)

第 290 条 派遣時期は 3 年次の春派遣または秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 291 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 春派遣に申込み場合、2 年次生である者。秋派遣に申込み場合、3 年次生である者。
- (2) 学内成績が一定の基準に達している者。

(申込手続)

第 292 条 申込期限は春派遣の場合は 11 月末業務日、秋派遣の場合は 4 月末業務日とする。

2 申込書類は次の各号のとおりとする。

- (1) 認定留学申込書
- (2) 留学先大学の入学許可証
- (3) そのほか本学が指定した書類

(留学の選考内容)

第 293 条 申込者に対しては留学の選考を行い、合格者に対して留学を許可する。

2 申込時までの学内成績の審査等にもとづき判定を行う。

(単位の認定科目)

第 294 条 本規程第 24 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として専門必修科目、専門選択必修科目、および専門選択科目とする。

(認定単位の上限)

第 295 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は原則として 30 単位とする。

第 6 章 短期大学部

第 1 節 総 則

(目的)

第 296 条 海外の大学における英語の集中的な学修を通じて、言語運用能力を高めるとともに、豊かな国際感覚を身につけ、社会人としての基礎的人間力をも涵養する。

(留学の種類)

第 297 条 短期大学部に申込資格のある留学の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 学位留学
- (2) 交換留学
- (3) ブリッジ留学
- (4) 語学留学
- (5) 認定留学

2 前項第 1 号に定める学位留学の種類は、次のとおりとする。

- (1) 短期大学部学位留学

3 本条第 1 項第 2 号に定める交換留学の種類は、次のとおりとする。

- (1) 交換留学

4 本条第 1 項第 3 号に定めるブリッジ留学の種類は、次のとおりとする。

- (1) ブリッジ留学

5 本条第 1 項第 4 号に定める語学留学の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 英語留学、中国留学
- (2) 夏季英語留学
- (3) 夏季中国語留学
- (4) 春季英語留学
- (5) 春季スペイン語留学
- (6) 春季中国語留学

第 298 条 本学外国語学部に 3 年次編入学見込みまたは内定している短期大学部の学生に申込資格のある留学の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 学位留学
- (2) 2 カ国留学
- (3) 交換留学
- (4) ブリッジ留学
- (5) 海外インターンシップ留学
- (6) 語学留学
- (7) 認定留学

2 前項第 1 号に定める学位留学の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 大学・大学院学位留学
- (2) 学位留学

3 本条第 1 項第 3 号に定める交換留学は、次の各号のとおりとする。

- (1) 交換留学

- (2) スペイン語圏交換留学
- 4 本条第1項第4号に定めるブリッジ留学は、次の各号のとおりとする。
 - (1) ブリッジ留学
 - (2) スペイン語圏ブリッジ留学
- 5 本条第1項第5号に定める海外インターンシップ留学の種類は、次のとおりとする。
 - (1) UCR インターンシップ留学
- 6 本条第1項第6号に定める語学留学の種類は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 春季英語留学
 - (2) 春季スペイン語留学
 - (3) 春季中国語留学

第 299 条 本学英語国際学部3年次編入学見込みまたは内定している短期大学部の学生に申込資格のある留学の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 学位留学
- (2) 2カ国留学
- (3) 交換留学
- (4) ブリッジ留学
- (5) 海外インターンシップ留学
- (6) 語学留学
- (7) 認定留学
- 2 前項第1号に定める学位留学の種類は、次のとおりとする。
 - (1) 大学・大学院学位留学
 - (2) 学位留学
- 3 本条第1項第3号に定める交換留学の種類は、次のとおりとする。
 - (1) 交換留学
- 4 本条第1項第4号に定めるブリッジ留学の種類は、次のとおりとする。
 - (1) ブリッジ留学
- 5 本条第1項第5号に定める海外インターンシップ留学の種類は次のとおりとする。
 - (1) UCR インターンシップ留学
- 6 本条第1項第6号に定める語学留学の種類は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 春季英語留学
 - (2) 春季中国語留学

(留学選考試験)

第 300 条 本規程第 297 条から第 299 条に定める留学については選考試験を行う。選考内容については別に定める。

- 2 申込時期および選考期間については掲示にて公示する。

第 2 節 学位留学

第 1 款 大学・大学院学位留学

(留学派遣時期)

第 301 条 派遣時期は本学学部編入学後の学部3年次の秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 302 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 短期大学部 2 年次生であり、3 年次編入学見込みである学部の当該留学における申込資格を満たす者。
- (2) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (3) 交換留学の面接選考試験に合格している者。
- (4) 所定の TOEFL ITP において平均点が 530 点以上であり、かつ高位得点が 550 点以上の者。(学外の英語能力試験を準用する場合は、別途公示する)
- (5) 留学先大学より定めのある場合は、これを満たす者。

(留学選考試験の内容等)

第 303 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

- 2 選考基準を満たした者は留学準備に関する手続き対象者となり、当該対象者を留学候補生とする。
- 3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 304 条 単位認定は本規程第 26 条に従う。

(認定単位の上限)

第 305 条 3 年次編入学後の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は原則として 30 単位とする。

第 2 款 学位留学

(留学派遣時期)

第 306 条 派遣時期は本学学部編入学後の学部 3 年次の秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 307 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 短期大学部 2 年次生であり、3 年次編入学見込みである学部の当該留学における申込資格を満たす者。
- (2) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (3) 交換留学の面接選考試験に合格している者。
- (4) 所定の TOEFL ITP において平均点が 530 点以上であり、かつ高位得点が 550 点以上の者。(学外の英語能力試験を準用する場合は、別途公示する)
- (5) 留学先大学より定めのある場合は、これを満たす者。

(留学選考試験の内容等)

第 308 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

- 2 選考基準を満たした者は留学準備に関する手続き対象者となり、当該対象者を留学候補生とする。
- 3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 309 条 単位認定は本規程第 26 条に従う。

(認定単位の上限)

第 310 条 3 年次編入学後の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は原則として 30 単位とする。

第 3 款 短期大学部学位留学

(留学派遣時期)

第 311 条 派遣時期は短期大学部 2 年次の秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 312 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 短期大学部 1 年次生である者。(未来キャリア英語学科を除く)
- (2) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (3) 所定の TOEFL ITP において 450 点以上の者。(学外の英語能力試験を準用する場合は、別途公示する)
- (4) 留学先大学より定めのある場合は、これを満たす者。

(留学選考試験の内容等)

第 313 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

- 2 選考基準を満たした者は留学準備に関する手続き対象者となり、当該対象者を留学候補生とする。
- 3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 314 条 本規程第 24 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として専門必修科目、専門選択科目および教養教育科目とする。

(認定単位の上限)

第 315 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は原則として 30 単位とする。

第 3 節 2 力国留学

(留学派遣時期)

第 316 条 派遣時期は本学学部編入学後の学部 3 年次の秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 317 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 短期大学部 2 年次生であり、3 年次編入学見込みである学部の当該留学における申込資格を満たす者。
- (2) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (3) 交換留学の面接選考試験に合格している者。
- (4) 所定の TOEFL ITP において平均点が 530 点以上であり、かつ高位得点が 550 点以上の者。(学外の英語能力試験を準用する場合は、別途公示する)
- (5) 留学先大学より定めのある場合は、これを満たす者。

(留学選考試験の内容等)

第 318 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

- 2 選考基準を満たした者は留学準備に関する手続き対象者となり、当該対象者を留学候補生とする。
- 3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 319 条 単位認定は本規程第 26 条に従う。

(認定単位の上限)

第 320 条 3 年次編入学後の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は原則として 30 単位とする。

第 4 節 交換留学

第 1 款 交換留学

(留学派遣時期)

第 321 条 派遣時期は次の各号のとおりとする。

- (1) 秋派遣については短期大学部 2 年次または本学学部編入学後の学部 3 年次を原則とする。
- (2) 春派遣については本学学部編入学後の学部 3 年次を原則とする。

(申込資格)

第 322 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 秋派遣に申込み場合、短期大学部 1 年次生または 2 年次生である者。春派遣に申込み場合、短期大学部 2 年次生である者。ただし、短期大学部 2 年次生については 3 年次編入学見込みである学部の当該留学における申込資格を満たす者。
- (2) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (3) 所定の TOEFL ITP において平均点が 500 点以上の者。(学外の英語能力試験を準用する場合は、別途公示する)
- (4) 留学先大学より定めのある場合は、これを満たす者。

(留学選考試験の内容等)

第 323 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

- 2 選考基準を満たした者は留学準備に関する手続き対象者となり、当該対象者を留学候補生とする。
- 3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 324 条 短期大学部 2 年次生については、本規程第 24 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として専門必修科目、専門選択科目および教養教育科目とする。

- 2 学部 3 年次編入学生の単位認定科目は本規程第 26 条に従う。

(認定単位の上限)

第 325 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は原則として 30 単位とする。

第 2 款 スペイン語圏交換留学

(留学派遣時期)

第 326 条 派遣時期は本学学部編入学後の学部 3 年次の秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 327 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 短期大学部 2 年次生であり、3 年次編入学見込みである学部の当該留学における申込資格を満たす者。
- (2) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (3) 留学先大学より定めのある場合は、これを満たす者。

(留学選考試験の内容等)

第 328 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

- 2 選考基準を満たした者は留学準備に関する手続き対象者となり、当該対象者を留学候補生とする。
- 3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 329 条 単位認定は本規程第 26 条に従う。

(認定単位の上限)

第 330 条 3 年次編入学後の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は原則として 30 単位とする。

第 5 節 ブリッジ留学

第 1 款 ブリッジ留学

(留学派遣時期)

第 331 条 派遣時期は次の各号のとおりとする。

- (1) 秋派遣については短期大学部 2 年次または学部 3 年次を原則とする。
- (2) 春派遣については学部 3 年次を原則とする。

(申込資格)

第 332 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 秋派遣に申込み場合、短期大学部 1 年次生または 2 年次生である者。春派遣に申込み場合、短期大学部 2 年次生である者。ただし、短期大学部 2 年次生については 3 年次編入学見込みである学部の当該留学における申込資格を満たす者。
- (2) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (3) 所定の TOEFL ITP において平均点が 490 点以上の者。(学外の英語能力試験を準用する場合は、別途公示する)
- (4) 留学先大学より定めのある場合は、これを満たす者。

(留学選考試験の内容等)

第 333 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

- 2 選考基準を満たした者は留学準備に関する手続き対象者となり、当該対象者を留学候補生とする。
- 3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 334 条 短期大学部 2 年次生については、本規程第 24 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として専門必修科目、専門選択科目および教養教育科目とする。

2 学部3年次編入学生の単位認定科目は本規程第26条に従う。

(認定単位の上限)

第335条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は原則として30単位とする。

第2款 スペイン語圏ブリッジ留学

(留学派遣時期)

第336条 派遣時期は本学学部編入学後の学部3年次の秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第337条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 短期大学部2年次生であり、3年次編入学見込みである学部の当該留学における申込資格を満たす者。
- (2) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (3) 留学先大学より定めのある場合は、これを満たす者。

(留学選考試験の内容等)

第338条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

- 2 選考基準を満たした者は留学準備に関する手続き対象者となり、当該対象者を留学候補生とする。
- 3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第339条 単位認定は本規程第26条に従う。

(認定単位の上限)

第340条 3年次編入学後の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は原則として30単位とする。

第6節 海外インターンシップ留学

第1款 UCR インターンシップ留学

(留学派遣時期)

第341条 派遣時期については秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第342条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 短期大学部2年次生である者。ただし、3年次編入学見込みである学部の当該留学における申込資格を満たす者。
- (2) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (3) 所定の TOEFL ITP を1回以上受験し、高位得点が500点以上の者。(学外の英語能力試験を準用する場合は、別途公示する)
- (4) 留学先大学より定めのある場合は、これを満たす者。

(留学選考試験の内容等)

第343条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

- 2 選考基準を満たした者は留学準備に関する手続き対象者となり、当該対象者を留学候補生とする。
- 3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 344 条 単位認定は本規程第 26 条に従う。

(認定単位の上限)

第 345 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は原則として 30 単位とする。

第 7 節 語学留学

第 1 款 英語留学、中国留学

(留学派遣時期)

第 346 条 派遣時期は 8 月中旬から 10 月の秋派遣、または 3 月から 5 月の春派遣を原則とする。ただし、中国留学は春派遣のみとする。

(申込資格)

第 347 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 秋派遣に申込み場合、短期大学部 1 年次生または 2 年次生である者。春派遣に申込み場合、短期大学部 1 年次生である者。
- (2) 単位認定対象科目の単位修得のみで進級・卒業要件を充足見込みの者。
- (3) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (4) 英語留学の場合は、所定の TOEFL ITP を 1 回以上受験している者。(学外の英語能力試験を準用する場合は、別途公示する)
- (5) 留学先大学より定めのある場合は、これを満たす者。

(単位の認定科目)

第 348 条 本規程第 24 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として表 27 から 32 に定める。表以外の科目における単位認定については、別途所轄委員会が定める。

- 2 前項の単位認定対象科目は春派遣の場合は当該年度春学期、秋派遣の場合は当該年度秋学期の履修科目として認定する。単位認定の取扱は、春派遣の場合は履修規程第 4 条第 4 項第 1 号の規定を、秋派遣の場合は履修規程第 4 条第 4 項第 2 号の規定を適用する。

表 27 英米語学科 英語留学参加者単位認定対象科目【秋派遣】

学年	単位認定対象科目
1 年次	Integrated English C: Reading & Discussion of Social Issues Integrated English D: Writing & Presentations about Social Issues College English Grammar B Practical English B 海外事情研究 A ~ F 海外留学特別実践 A ~ F
2 年次	Academic English for Global Issues 1 年次単位認定対象科目

表 28 未来キャリア英語学科 英語留学参加者単位認定対象科目【秋派遣】

学年	単位認定対象科目
1 年次	English for Social Issues C English for Social Issues D 海外事情研究 A ～ G
2 年次	English for Global Issues B 1 年次単位認定対象科目

表 29 英米語学科 英語留学参加者単位認定対象科目【春派遣】

学年	単位認定対象科目
2 年次	Academic English A: Reading & Critical Approach Academic English B: Writing & Critical Approach 海外事情研究 A ～ F 海外留学特別実践 A ～ F

表 30 未来キャリア英語学科 英語留学参加者単位認定対象科目【春派遣】

学年	単位認定対象科目
2 年次	English for Global Issues A 海外事情研究 A ～ G

表 31 英米語学科 中国留学参加者単位認定対象科目【春派遣】

学年	単位認定対象科目
2 年次	Academic English A: Reading & Critical Approach Academic English B: Writing & Critical Approach 海外事情研究 A ～ F 海外留学特別実践 A ～ F 言語特別講義 E (中国語) 言語特別講義 F (中国語)

表 32 未来キャリア英語学科 中国留学参加者単位認定対象科目【春派遣】

学年	単位認定対象科目
2 年次	English for Global Issues A 海外事情研究 A ～ G

(認定単位の上限)

第 349 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は原則として 20 単位とする。

第 2 款 夏季英語留学、夏季中国語留学

(留学派遣時期)

第 350 条 派遣時期は 7 月から 8 月上旬の夏派遣を原則とする。

(申込資格)

第 351 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 学内成績および出席状況が良好である者。

- (2) 英語留学の場合は、所定の TOEFL ITP を 1 回以上受験している者。(学外の英語能力試験を準用する場合は、別途公示する)
- (3) 留学先大学より定めのある場合は、これを満たす者。

(単位の認定科目)

第 352 条 本規程第 24 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として表 33 に定める。表以外の科目における単位認定については別途所轄委員会が定める。

- 2 前項の単位認定対象科目は当該年度秋学期の履修科目として認定する。単位認定の取扱は履修規程第 4 条第 4 項第 2 号の規定を適用する。

表 33 夏季語学留学参加者単位認定対象科目

学年	単位認定対象科目
英米語学科	海外事情研究 A ~ F 海外留学特別実践 A ~ F
未来キャリア英語学科	海外事情研究 A ~ G

(認定単位の上限)

第 353 条 本学の卒業単位として留学先において修得した単位を認定する上限数は原則として 8 単位とする。

第 3 款 春季英語留学、春季スペイン語留学、春季中国語留学

(留学派遣時期)

第 354 条 派遣時期は 2 月から 3 月の春派遣を原則とする。

(申込資格)

第 355 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 短期大学部 2 年次生については 3 年次編入学が内定している学部の当該留学における申込資格を満たす者。
- (2) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (3) 英語留学の場合は、所定の TOEFL ITP を 1 回以上受験している者。(学外の英語能力試験を準用する場合は、別途公示する)
- (4) 留学先大学より定めのある場合は、これを満たす者。

(単位の認定科目)

第 356 条 本規程第 24 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として表 34 に定める。表以外の科目における単位認定については別途所轄委員会が定める。

- 2 前項の単位認定対象科目は次年度春学期の履修科目とし認定する。単位認定の取扱は履修規程第 4 条第 4 項第 1 号の規定を適用する。
- 3 学部 3 年次編入学生の単位認定科目は本規程第 26 条に従う。

表 34 春季語学留学参加者単位認定対象科目

学年	単位認定対象科目
英米語学科	海外事情研究 A ~ F 海外留学特別実践 A ~ F
未来キャリア英語学科	海外事情研究 A ~ G

(認定単位の上限)

第 357 条 本学の卒業単位として留学先において修得した単位を認定する上限数は原則として 8 単位とする。

第 8 節 認定留学

(留学派遣時期)

第 358 条 派遣時期は次の各号のとおりとする。

- (1) 秋派遣については短期大学部 2 年次を原則とする。
- (2) 春派遣については短期大学部 2 年次または本学学部編入学後の学部 3 年次を原則とする。

(申込資格)

第 359 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 秋派遣に申込み場合、短期大学部 2 年次生である者。春派遣に申込み場合、短期大学部 1 年次生または 2 年次生である者。短期大学部 2 年次生については、本学学部 3 年次編入学見込みかつ、編入学予定学部の当該留学の申込資格を満たす者。
- (2) 学内成績が一定の基準に達している者。

(申込手続)

第 360 条 申込期限は秋派遣の場合は 4 月末業務日、春派遣の場合は 11 月末業務日とする。

2 申込書類は次の各号のとおりとする。

- (1) 認定留学申込書
- (2) 留学先大学の入学許可証
- (3) そのほか本学が指定した書類

(留学の選考内容)

第 361 条 申込者に対しては留学の選考を行い、合格者に対して留学を許可する。

2 申込時までの学内成績の審査等にもとづく判定を行う。

(単位の認定科目)

第 362 条 本規程第 24 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として専門必修科目、専門選択科目および教養教育科目とする。

2 学部 3 年次編入学生の単位認定科目は本規程第 26 条に従う。

(認定単位の上限)

第 363 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は原則として 30 単位とする。

第 7 章 改 廢

(改 廢)

第 364 条 本規程の改廢は理事会が行う。

附 則

本規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

改正 平成 28 年 4 月 1 日

改正 平成 29 年 4 月 1 日

改正 平成 30 年 4 月 1 日

改正 2019 年 4 月 1 日

改正 2019 年 6 月 28 日

改正 2020 年 4 月 1 日

改正 2021 年 3 月 31 日

改正 2022 年 3 月 31 日

改正 2023 年 3 月 31 日

附 則

本規程は、2024 年 4 月 1 日から施行する。(2024 年 3 月 31 日改定)